

自立支援医療（精神通院）の申請におけるマイナンバー等の確認のための必要書

【マイナンバーの記入について】

自立支援医療（精神通院）に係る申請または届出を行う場合、受給者本人及び受給者と同一保険加入者のマイナンバーの記載が必要となります。

支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口では確認を行わないと、記載にあたってはお間違えのないようにご注意ください。

【マイナンバーの確認について】

書類を提出の際には、窓口において「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行いますので、以下の書類をお持ちください。なお、郵送により申請を行う場合は、各確認書類のコピーをお送りください。

受診者本人が18歳未満の場合は、その保護者に係る「マイナンバーの確認」と「身元確認」が必要です。

【申請者本人（受診者が18歳未満の場合は、その保護者）が申請する場合】

マイナンバー（個人番号）の確認 (正しい番号であることの確認)

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（記載された事項が住民票に記載されている事項と一致しているもの）
- 個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

身元の確認

(番号の正しい持ち主であることの確認)

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（表面）
- 顔写真入りの身分証明書※
(運転免許証、パスポートなど)
- 顔写真の入っていない身分証明書※
2つ(年金手帳、児童扶養手当証書など)

※身分証明書となるもの

■顔写真入りの身分証明書

(いずれも提示時において有効なもの)

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真入りの学生証・社員証・資格証明書

■顔写真のはいっていない身分証明書（2つ以上の提示が必要）

(いずれも提示時において有効なものまたは発行から6ヶ月以内のもの)

有効な健康保険資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、写真表示のない学生証・社員証・資格証明書（氏名、生年月日または住所の記載があるもの。）
住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号の確認として提示した場合は不可）
印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し（謄本、抄本も可）、母子健康手帳

【申請者のご家族や施設の職員等、代理人が申請する場合】

代理人の「代理権、身元確認」と、申請者の「番号確認」を行います。

代理権の確認

以下のいずれかを提示

- 法定代理人であることを証する書類
 - 〔戸籍謄本、その他その資格を証明する書類〕
- 委任状
- 申請者の身分証明書※
 - 〔運転免許証、パスポート、保険証等、個人番号カード等〕

代理人の身元確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード
- 顔写真入りの身分証明書※
 - (運転免許証、パスポートなど)
- 顔写真の入っていない身分証明書※
 - 2つ(保険証等、年金手帳など)



申請者の番号確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カードまたはその裏面の写し
- 通知カード(記載された事項が住民票に記載されている事項と一致しているもの)またはその写し
- 住民票(個人番号が入ったもの)の写し、住民票記載事項証明書またはその写し

※身分証明書となるものについては、前ページを参照